

伊勢崎市入札・契約制度について

令和7年2月1日

本市では、公共工事等に関する入札・契約制度について競争性、透明性及び公平性を高めるため、入札・契約制度の見直しを行います。

主な見直し内容は、次のとおりです。なお、見直し内容については、令和7年2月1日から適用します。

つきましては、引き続き本制度の実施について御理解と御協力をお願いいたします。

1. 建設工事における監理技術者の配置の見直しについて

【適用日】令和7年2月1日から

当市発注の建設工事における監理技術者の配置について、見直しを行い、次のとおりとします。

【改正内容】

監理技術者の配置を要する建設工事の金額要件を、次のとおり見直します。

	発注時点での税込みの予定価格	
	現行	改正
建設工事	8,000万円以上であること	9,000万円以上であること

【改正後】

新たに契約する建設工事に監理技術者の配置を必要とするものについては、一般競争入札による場合は公告の入札参加条件に、指名競争入札による場合は指名通知書により示される入札条件に掲げる条件によることとなりますので、個々の案件ごとに確認をしてください。

また、技術者資格や兼務措置につきましては、建設業法及び建設業法施行令に規定される要件を満たすことが必要となりますので、配置技術者の手持ち状況等をご確認下さい。

なお、令和7年2月1日時点で既に契約を締結している工事において兼務を要望する場合は、監督職員と協議をしてください。